

平成 30 年

○
第 3 回飯館村議会臨時会会議録

○
自 平成 30 年 4 月 26 日
至 平成 30 年 4 月 26 日

○
飯 館 村 議 会

平成30年第3回飯館村議会臨時会会期日程（案）

(会期1日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第1日	4.26	木	本会議	午前11時00分	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案審議 閉 会



平成30年4月26日

平成30年第3回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）





平成30年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成30年4月26日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成30年4月26日 午前11時00分				
	閉議	平成30年4月26日 午後 1時40分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席 9名 欠席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐藤 健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤 一郎	○	4	高橋 孝雄	○
	5	高橋 和幸	○	6	渡邊 計	○
	7	佐藤 八郎	○	8		
	9	相良 弘	○	10	菅野 新一	○
署名議員	2番 長正利一	3番 佐藤 一郎			4番 高橋 孝雄	
職務出席者	事務局長 但野 正行	書記 高橋 由香			書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋 正文	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	齊藤 修一	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	建設課長	高橋 祐一	○	教育課長	村山 宏行	○
	教育長	中井田 榮	○	代表監査委員	高橋 賢治	○
	生涯学習課長	藤井 一彦	○			
	農業委員会 長	菅野 宗夫	○	農業委員会 長	石井 秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	高野 京子		選挙管理委員会 書記	高橋 正文	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年4月26日（木）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第37号 平成30年度飯館村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第38号 平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第39号 飯館村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第40号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第41号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第42号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第43号 飯館村スポーツ公園野球場照明設備改修工事請負契約についての件
- 日程第11 議員派遣の件

会議の経過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員9名、定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

○ 本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、条例案件4件、その他案件1件、計7件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。東京電力福島第1原子力発電所事故災害復旧対策特別委員会の行政調査が3月26日、27日に新潟県にて実施されております。

また、広報編集特別委員会が4月16、17日に広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めております。

次に、監査委員から、平成30年2月、3月分の例月出納検査の結果について、また補助事業の監査結果について議長に報告されております。

○ 次に、平成30年発委第1号について、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当少子化対策大臣、衆議院議長、参議院議長宛て意見書を送付しております。

次に、平成30年発議第1号について、環境大臣、復興大臣、福島地方環境事務所長、福島復興局長宛て意見書を送付しております。

次に、平成30年発議第2号について、飯館村長宛て決議書を送付しております。

次に、平成30年発議第3号について、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛て意見書を送付しております。

次に、平成30年発議第4号について、内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣宛て意見書を送付しております。

次に、平成30年発議第5号について、東京電力ホールディングス株式会社宛て決議書を送付しております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第37号から議案第43号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成30年第3回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、農による生きがい再生支援事業補助金の増額が必要となったことなどによる補正予算を、また村税等の減免措置に伴う各条例の改正及びスポーツ公園野球場照明設備改修工事の入札が終了いたしまして仮契約を結びましたので、ご承認をいただきたく、招集をしたものでございます。

それでは、提出しました議案についてご説明をいたします。

議案第37号は、平成30年度飯館村一般会計補正予算（第1号）でございます。既定予算に9,550万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を96億4,250万7,000円といたします。

歳出の主な内容でございますが、総務費の総務管理費に755万1,000円の増です。農林水産費の農業費に6,703万9,000円の増でございます。商工費の商工費に1,217万7,000円の増、教育費の保健体育費に700万円の増などでございます。この財源には地方交付税繰入金、繰越金などを充てているわけであります。

議案第38号は、平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算に4,203万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億7,248万円としました。

歳出の主なものでありますが、飯樋地区の処理施設更新工事でございます。

議案第39号は、飯館村税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の改正に伴いまして個人村民税、固定資産税、たばこ税にかかる関係条例を改め、あわせて条項番号及び語句等の整理を行うものでございます。

議案第40号は、飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法等の改正に伴いまして国民健康保険税の課税限度額及び5割軽減、2割軽減に関する条例を改めるものでございます。

議案第41号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する平成30年度の

個人村民税、固定資産税のうち、償却資産分及び軽自動車税について引き続き減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第42号は、飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、農村地域工業等導入促進法の改正に伴いまして、進出する企業等の固定資産税の課税免除の範囲というものを工業以外の業種にも拡大されるものでございます。

議案第43号は、飯館村スポーツ公園野球場照明設備改修工事請負契約についてであります。4月13日に6社による指名競争入札を行った結果、株式会社青田電気商会が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。

なお、契約金額は4,579万2,000円であります。

以上が本日提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○ ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時11分）

○ ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 引き続き休憩します。

再開は13時10分とします。

（午前11時36分）

○ ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

議長（菅野新一君） 報告事項がありますので、事務局長より報告をいたさせます。

○ 事務局長（俎野正行君） 本日、請願書を受理いたしました。お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○ 日程第4、議案第37号 平成30年度飯館村一般会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第37号平成30年度飯館村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） はやま湖花火大会運営委託業務ということではありますけれども、この4分の3県支出金ということですけれども、内容的には村としてはどういうかかわりなりしていくのか伺っておきます。

あと組みかえですか、この委託料から報償費に、大倉の畜産の実証導入業務。これは委託料で払うということが許されないので報償費にかわるということで、ここはどんな労働なり管理業務に払うものなのか。

あと、草野向押地区測量設計業務あるんですけれども、これは説明だと菊池製作所云々

とありましたけれども、村の土地ゆえにということなのか。

あとは、いいたて球場オープニングイベントということで、内容は具体化されていないですけれどもこんな形でというお話すけれども、これはどのぐらいの規模なり、どのぐらいの村民参加を考えらしているのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まず、初めのはやま湖の花火大会の、どんな内容を業務委託するかということでございますが、まず花火の打ち上げからさまざまイベントを予定しておりますが、ポスター、広報関係、チラシの配布とか、そのような業務の内容を一切実行委員会のほうに委託してお願いするということでございます。ただ、7月下旬開催ということでありますので、内容の詳細はこれから詰めてまいりということになると思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、2点目の委託料からの組みかえの部分についてご説明いたします。

委託料として、個体一元化管理システム実証導入業務ということで当初予算でとらせていただいた事業でございますが、実施に当たりまして県と協議をしておりましたところ、当初は委託料で一本の予算化でよろしいという部分でありましたが、現在詳細を詰めている中で、いわゆる牛管理を農家の方にお世話になるわけでありますが、その農家の方にお世話になった部分については個人払いという形になるということで、委託料の中ではなくて報償費の中で支払うという形になりましたので一般報償という形で、システムですね、データのスマホとのやりとりのシステムの通信料とか電話代、あとは牛の個体管理をしていただく謝金という部分、合わせて168万6,000円が農家の方に直接払うという形になったものですから、委託料については業者の方にシステム管理等、あとは設備管理等を業者のほうにお願いするわけでありますが、そのほかに個体管理等を農家の方にやっていただく分については報償費という形でのお支払という形になりましたので、組みかえをしたところでございます。

あと、2点目の草野字向押地区の測量設計業務ですが、説明のとおり、今回の測量する場所は菊池製作所さんにお貸をしている村の土地分の測量業務ということでございます。実はお貸ししている面積が2.9ヘクタールほどございます。それで、県のほうから1ヘクタール以上開発をした場所については都市計画法の開発許可が必要だというふうに、今回第8工場の建築確認申請の許可申請を県のほうにした際に、改めて都市計画の開発許可を受けるようにという指導がありましたので、今回敷地分の2.9ヘクタールと含めまして、都市計画の開発許可についてはその敷地の中に雨等が降った際の雨量を河川に流すというような測量までしなければならないということで、2.9ヘクタールと合わせまして全体で4.6ヘクタールの測量が必要という形になりましたので、今回設計業務に上げさせていただいたところでございます。

以上であります。

生涯学習課長（藤井一彦君） おただしございましたいいたて球場のオープニングのイベントの関係でございますけれども、まずどれくらいの規模かということでございますけれども、何人というところまでまだ設定はしておらないんですけども、お盆の時期でございますので、できるだけ多くの方に村に戻ってきていただきまして、これスポーツ公園のグラン

ドオープンのメインのイベントとして位置づけてやりたいというふうに考えておりますので、それで施設を利用していただいたり見ていただいたりして、今後の利活用にも結びつけていきたいなと思っておりますし、またこういったイベントをやることで村外の方にも知っていただいて、多くの方に利用をしていただければなと思っております。

また、村民の参加というか関わりなんですかけれども、村の野球連盟であるとか、今スポーツの野球の関係は、今チームが実際はないところなんですけれども、そういったところにも働きかけて再結成するような動きをつくっていかなければなと思っておりまして、そういうところにも協力を得ながらこの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番（佐藤八郎君）　このはやま湖花火大会の実行委員会のメンバーというのは、そしてどのぐらいの集まりをもって当日を迎えるのか。

○ 総務課長（高橋正文君）　先ほど、私実行委員会と便宜上申し上げましたが、この委託先についても現在検討中でありますて、前は大倉行政区の方にかなりお力になっていただいていたんですが、戻っている方も以前とは違うということで、新たなイベント業者等または実行委員会を組織して委託するかということも、今後またさらに検討して詰めていきたいと考えております。

7番（佐藤八郎君）　そうしますと個体一元化管理システム、この業務は業務で、そのうちの168万6,000円が農家の方に支払う分を一本後ろに回したということなんですか。

○ 復興対策課長（中川喜昭君）　ご質問のとおりこの事業、委託料から168万6,000円を組みかえしておりますが、県の委託事業としては同一事業という形でやらせていただくということで、支出先の関係で組みかえをしたという内容でございます。

以上であります。

○ 7番（佐藤八郎君）　では草野向押地区、いろんな協議の中で、許可申請の中で県より指導を受けたということで、あそこの貸している土地も含め全体的な、改めて測量設計業務をやるということなんでしょうか。

○ 復興対策課長（中川喜昭君）　今菊池さんのほうにお貸ししている面積が先ほど申しましたように約2.9ヘクタールありますて、またその周囲、道路あとは農地も含めて、全てではありませんが、雨が降ったときにどの程度の影響があるかというような部分も考慮して、今のところ現地の測量が約4.6ヘクタールくらい必要かということで範囲を決めているということでございます。最終的には新田川のほうへ、雨が降った水処理といいますか、雨水処理も含めての測量を兼ねているという内容になっているところでございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君）　野球連盟の話ありましたけれども、今まで県の野球大会に出ていた方が集まって、プロOBとか少年野球との対抗試合というか、やるということなんでしょうか。

それと、ここいろいろ前もって予算審議された、何年前かの中で大学や高校のレクリエーションとか練習場所にも使うんだという村長の強い意気込みありましたけれども、その関係者はこういうところには来ていただけないのでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今おただしがありましたとおり、例えば村の野球連盟の代表チームのようなものをつくりまして、対抗で試合をやるというようなものも今考えているところでございます。

また、大学、高校の合宿とか、そういうたのもも今いろいろ問い合わせがあるところでございますので、この辺につきましてもきこりであるとかそんなところと連携ができないかということで、今いろいろ相談をしているところでございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしを認めます。

これから議案第37号平成30年度飯館村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成30年度飯館村一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第38号 平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第38号平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 管路補修など工事、草野地区あるのと、飯樋地区の処理施設機器更新工事とあって、これ全体的に草野のほうの関係ではこの施設内の機器については十分に使える状況にあるということなんでしょうか。今後更新なり、管理業務の関係では草野地区はどういうふうにされるんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今回は飯樋地区の処理施設の更新という形で出ていますが、実は29年度に継続費ということで、既に草野のほうの施設の更新の工事についてはもう発注しているというところで、今年度完了するというふうな見込みであります。

6番（渡邊 計君） 今の草野地区と飯樋地区の管路補修工事でありますけれども、これこの工事費用を件数で割ると、草野のほうが1件当たり11万9,700円と、それで飯樋地区のほうが1件当たり13万円ということになるわけすけれども、1件当たりのこの差が出てきたのはどういう理由でこういう差が出たんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 発注体系を2つに分けるというところで、草野地区については81件ということで金額的な違いが出てきていますが、それについては諸経費関係で多少の諸経費のアップになると。金額が安いほうについては諸経費が上がるといふうな部分がありますが、そのほかにとりあえず今のところは1件1件の公共ますの修繕の方法ですね、ふただけ交換したりとか、あとはます自体を交換するといふうな部分を積み上げてやっていますので、その辺で金額の単価の差が出てきているといふうな状況になっています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成30年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○日程第6、議案第39号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第39号飯館村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 個人村民税の（1）の部分は今振りかえになるということなのであれですかけれども、（2）におけるこの変化によって、対象者の数はどういうふうに変化になるんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） まず、個人村民税の（1）の部分ですが、振りかえというふうな部分の説明で間違えはございません。給与所得控除、公的年金等控除、こちらどちらも給与所得、雑所得ということで、どちらもある場合はどちらか一方で控除を減額すると。基礎控除についてはプラス10万円ということになりますが、農業所得とか営業所得一本のみの方については減免のほうになるということでございます。

おたただしの（2）番の部分でありますが、こちらの分については850万円以上の給与収入になる方については増税になるというふうな税制の改革でございます。

以上であります。（「対象者は何人なんですか」の声あり）

対象者数ですが、この変化について対象者数は平成30年分についてはまだ申告が確定しておりませんので、ちょっと人数は把握しておりません。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 30年度わからないとすれば、29年度だとどのぐらいになっていたかはわかるんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 850万円以上の収入というふうな部分ではちょっと把握しておりませんが、昨年度課税された人数については約300名ということになっておりますので、500万円以上の所得があった方、以上の方がそれだけいるということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号飯館村税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号飯館村税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第40号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第40号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 県の介護保険の関係の利率見ると、飯館は若干上がるという今度の数字がでているんですけれども、この国民健康保険と介護保険の関係で、ここではどういうふうに影響しているのか。

住民課長（細川亨君） 国保の1人当たりの保険税額になると思いますが、まだ本算定には入っておりませんが、今までの状況によりますと、1人当たりの国民健康保険税に関しましては上がっていくのかなというふうに想定されます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号飯館村国民健康保健税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号飯館村国民健康税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第41号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第41号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第41号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

○ を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第42号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第42号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

○ お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第43号 飯館村スポーツ公園野球場照明設備改修工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第43号飯館村スポーツ公園野球場照明設備改修工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 先ほど入札の会社とか伺ったんですが、落札率は何%だったんでしょうか。

○ 総務課長（高橋正文君） 落札率にいたしますと、本工事は64.57%でございます。

6番（渡邊 計君） これまでいろんな公共工事90%ぐらい、それも100%にほぼ近いという落札率だったのが、ここに来て約65%ということになったことについて、行政側としてはどのような見解を持っていらっしゃるんでしょうか。

○ 総務課長（高橋正文君） 落札率でございますが、議員おっしゃるとおり落札率は工事によつては100%近いものから、かなり低いものもございます。ただ、適正な入札を執行してございますので、今回の結果64.57%については適正な競争原理が働いたというふうに思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

○ これから議案第43号飯館村スポーツ公園野球場照明設備改修工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号飯館村スポーツ公園野球場照

明設備改修工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議員派遣

議長（菅野新一君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回飯館村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時40分）



会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年4月26日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野 実一

同

会議録署名議員

長正 利一

同

会議録署名議員

佐藤 一郎

同

会議録署名議員

高橋 勇雄

